

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 9 月 8 日現在

機関番号：33942

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K10173

研究課題名（和文）看護の思考過程に基づいた学習者参画型SNS情報倫理教材の開発

研究課題名（英文）Development of Educational Materials for SNS Information Ethics Based on the Thinking Process on Nursing

研究代表者

相撲 佐希子（SUMAI, SAKIKO）

修文大学・看護学部・教授

研究者番号：10598999

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究を第1段階から第3段階にし実施した。第1段階では、看護学生のSNS活用の実態調査をした。結果、法的権利では曖昧な知識であることを明らかにした。また、学生のSNSの行動とその規制の根拠として、過去の経験に基づいた独自の解釈で判断していること、指導後も危機感が薄い学生が存在することが明らかとなった。一方、実習経験は個人情報保護や著作権に関する法的意識が高まることが明らかとなった。第2段階目では、看護学生のSNS教育教材として「個人情報」「肖像権」「著作権」などをめぐる問題について、実際にあったトラブルに基づいた事例を収集した。第3段階目では、臨地実習における情報モラルガイドを作成できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

看護学生は未資格者であるが、教育上患者の個人情報を知り得る立場である。したがって、SNSの使用は、普段に増して慎重な扱いをする必要がある。一方、看護教員も、SNSの指導について限界を感じている。本研究では、教える側と学ぶ側の両者を支援するための有効な教材が必要と考え作成した。情報社会はルールや法律によって成り立っていることを前提に、小手先の教育ではなく、法律面を土台にした“ものの見方や対策”を踏まえることができる教材は、学生が自分の行動について、常に、常に大丈夫だろうかと立ち止まって考えられる姿勢の育成』となり、看護学生に関わらず幅広い学生へのリーガルマインド教育となるため社会的貢献度は高い

研究成果の概要（英文）：The study was classified into three stages before execution. The first stage about the survey on the reality of SNS usage among nursing students revealed the ambiguity of their knowledge on legal rights. The students' behaviors and restrictions on SNS were identified to be based on their arbitrary interpretation and judgment of their personal experiences. Also, some students were found to remain relaxed about the risk of their attitude. On the other hand, practical nursing experiences demonstrated to increase awareness on legal issues, such as protection of personal information and copyright. In the second stage, actual trouble cases concerning "personal information," "portraitright," "copyright," etc. were collected as education materials on SNS for nursing students. In the third stage, the study successfully created an information moral guide for onsite practical lessons.

研究分野：医歯薬学 看護学

キーワード：情報モラル SNS（ソーシャルネットワークサービス） 学生 リーガルマインド 看護

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

文部科学省は、小・中・高校の教育における ICT(Information and Communication Technology) 教育を促進すると同時に、『携帯電話やパソコンなどを通じたインタ - ネット利用が急速に普及し、インタ - ネット上での誹謗中傷やいじめ、インタ - ネット上の犯罪や違法・有害情報などの問題が発生しており、こうした問題を踏まえ、「情報モラル」について指導することが必要』1) としている。

看護師は、「保健師助産師看護師法第 44 条」に則り守秘義務が課せられ、臨床においても高度な倫理性が要請され、情報漏えいに至らない知識と慎重な行動が必要である。看護学生は未資格者であるが、教育上患者の個人情報を知り得る立場であり、個人情報に関する管理の責任は重大である。しかし、現在のカリキュラムにおいては、看護の現状に則した系統的な情報倫理教育は構築されてない。

一方、学生の SNS 利用による臨地実習中での情報漏えいトラブルは増加し、目覚ましい勢いで発展、変化する SNS への対応に看護教員も困難を感じている。また、Free Wi-Fi の利用も増加しているが、そのデメリットとして情報漏えいの可能性がある。このような現状において、学生が SNS の正しい活用知識がないまま利用し続けることは、患者情報の漏えいリスクが高まることが懸念される。IT 技術は、日々変化、発展しているが、看護の倫理は、複雑で多様な人間に対応するため、思考過程を土台に倫理の本質から多面的に考えられる揺るぎない知識と行動を段階的に育成することが、看護教育の責務と考える。したがって、看護学生の情報倫理教育の中でも SNS 教育の必要性は喫緊の課題であり、優先度が高い。

すなわち、小手先の教育ではなく、法律面を土台にした“ものの見方や対策”を踏まえた上で、看護の現状と情報システムの特徴など、法律・看護・情報科学のそれぞれの専門知識と実践を融合したシステムティックな教材を作成することが重要である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、看護における思考過程に則したシステムティックな情報倫理教育を実現するために、看護学生の思考過程に基づいた「学習者参画型 SNS 利用における情報倫理教育」(以下、SNS 倫理教育)教材を開発し、授業への導入を通してその有用性を実践的に評価することである。

3. 研究の方法

3. 研究の方法

第 1 段階目

目標；看護師養成機関の看護学生への SNS 教育の実態把握質問紙調査

SNS 利用の実態、学年、利用している SNS ツール、使用頻度、投稿やセキュリティ対策状況、SNS マナーやルールの順守状況、SNS 講義受講状況、利用教材、トラブルの有無。

対象；看護専門学校、看護短期大学、看護大学で学ぶ学生

分析；基本的統計処理後、属性・SNS の教育位置づけ、使用教材、ならびにトラブルの有無等との関連について統計的分析を実施し検討する。

1) インタビューガイドの作成

1) の質問紙調査のデータから、SNS を介したトラブル事例と対策についてまとめる。

3) インタビュー調査の実施

対象；学生と看護教員に実施

分析；回収データから、カテゴリーに分類しトラブルの傾向を把握する。

第 2 段階目

目標；看護学生の思考過程に基づいた SNS 情報倫理教育に有効な教材を作成する。

1) 小冊子の内容検討

【検討内容】

「各学年に必要な内容」と「基礎から応用に発展するような構成」の検討を行う。

「法律に関すること」

「トラブル事例の看護に関わる内容の整理」

「情報倫理に関すること」

「小冊子のデザイン」

第 3 段階目

目標；看護教育施設に作成した小冊子を実験配布する。

小冊子を倫理に関する講義や、実習のオリエンテーションなどの学生指導で活用し、情報倫理

における SNS 情報倫理教育教材としての有用性の評価ができるようにする。

4. 研究成果

1) 第 1 段階目

(1) 看護学生をとりまく SNS の実態の調査

看護学生の SNS に関する規範行動と法的権利の理解度との関係性について 2)

法的権利に関する知識については、「著作権」「肖像権」「プライバシー権」のいずれも「知っている」の回答が約 90%を占めていたことから、権利としての認知度は高いことが明らかとなった。また、SNS に関する行動事例の是非については、「テレビアニメを録画して、海外の録画保存サイトにアップロードする(著作権)」ことや、「クラスメイトの住所録をコピーして他人に渡す(プライバシー権)」ことなどについては 80%以上が誤った行動として理解していた。

一方、肖像権や著作権に関連する項目では、特に友人との写真を SNS に掲載することや、インターネットから文章や画像を転用することに関するものについて正答率が低かった。

知らぬ間に法を犯し、自らが危険に晒されていることへの認識が非常に低いことが示唆された。さらに、本調査では項目 7 の「他人の著作物である楽曲を自分で演奏し、歌って動画投稿する」の回答を誤りとしている。しかし、JASRAC と包括契約をしているサイトであれば大丈夫である。YouTube は包括契約している。すなわち、条件によっては「可」となる行動があることも知識として持つことが必要と示唆された。

一方、行動事例の正答率が 50%以下を占めていた項目が約 25%あった。

文部科学省が 2018 年度に実施した、国内における私的録画に関するアンケート調査では、著作権に関する認知度は 96%であると示された。

看護学生の SNS 利用における著作権、肖像権、個人情報に関する知識と行為の現状について

3)

SNS の権利について「知っている」「聞いたことはある」「知らない」の 3 件法で尋ねた。また、SNS 行為を例示し、その行為により侵害、または擁護される権利を選択させ、例示した行為の正誤を尋ねた。SNS の権利において「知っている」は、著作権では 87 名、肖像権では 75 名、個人情報保護では 95 名であった。次に、SNS の行為に関連する権利の正誤について、最も正解率の高かった項目は「ブログなどに好きな歌詞や小説などを全文掲載した」、次いで「他人の著作物である楽曲を自分で演奏したり、歌ったりしている音声データや映像データを動画投稿サイトに投稿したり、ブログに公開した」など 3 項目が 90%以上を占めた。一方、正解率が低い項目は「JR の所有する列車の写真を撮影し、個人ブログで公開した」であった。さらに、著作権を「知っている」と回答した 31 名のうち 27 名が、「有名料理店で出された料理を撮影し、インスタグラムに載せた」を「正しい」と回答していた。一方、SNS の行為の正誤と SNS の権利を「知っている」と「知らない」との間に有意差はなかった。

SNS の権利については、それぞれ 70%以上の学生は知っていると回答している。しかし、権利について「知っている」と行為には関連がないことが明らかとなった。特に、インスタグラムでの投稿については、80%以上の学生が問題視していなかったことが明らかとなった。小説や歌詞などの著作物に対する意識は高いが、写真などの画像についての意識は低いことが窺えた。近年ではインスタ映えが過熱しているが、その裏に潜む著作権、肖像権の侵害や個人情報流出などのトラブルについて十分に周知した上での行為がとれるような指導が必要。

SNS の指導を受けた看護学生が抱いた SNS 活用に対する認識について 4)

指導直後の学生の認識として 191 コード、4 カテゴリー、11 サブカテゴリーが抽出された。

個人情報保護では[患者の個人情報の漏えい防止][SNS の投稿の自制][情報漏えいの当事者となる不安][肖像権侵害][セキュリティ意識]の 5 つのサブカテゴリーが、倫理行動では[看護職として必要な倫理行動][看護学生としての倫理意識の変容]の 2 つのサブカテゴリーが抽出された。また、危機管理意識では[日常生活における危機管理][大学生活での危機管理]の 2 つのサブカテゴリーが、今後の教育への示唆では、[SNS 問題に関する意見][SNS の取り扱いへの不十分な理解]の 2 つのカテゴリーが抽出された。

SNS 利用に関する指導を受けた学生の SNS 行動に対する許容範囲は変化の有無について 5)

本研究では、SNS 利用について指導を行う前(以下、1 回目)と 3 カ月後(以下、2 回目)に同様の内容で構成した自記式アンケート調査を行った。質問内容は、「講義で配布されたプリントや板書をスマートフォンで撮影し、ネットで公開する」「講義で配布されたプリントや板書をスマートフォンで撮影し、LINE でアップして友人に送る」「講義で配布されたプリントや板書をスマートフォンで撮影し、個人だけで使用する」「講義で配布されたプリントや板書を担当教員の許可を得た後、スマートフォンなどで撮影し、個人だけで使用する」「友人がオリジナルで作成した動画が公開された後、あなたが YOUTUBU 等にアップロードする」「近況報告としてクラスメイトや、友人と一緒に写真を LINE でアップする」「大学での部活・サークル活動や大学祭等の出来事をブログに掲載する」「大学の講義や実習の感想をして『疲れた〜』などの心境を Twitter でつぶやく」「大学にある人体模型などを用いて、面白い写真を撮り LINE 等で

友人に送る」の9項目の質問を作成した。

SNSの実施状況では、7項目において1回目より2回目のほうが「実施しない」の回答が有意に多くなった。しかし、回答の具体的な内訳から、講義で配布したプリントや板書について、許可を得ないで撮影しても個人で使用すれば大丈夫としている学生や、友人との写真をLINEでアップする学生が指導後も半数以上を占めていた。また、心境をTwitterでつぶやくことについては、指導後も60%以上の学生がやっても大丈夫と考えていることが明らかとなった。

2) 第2段階目

(1) 小冊子の内容の検討

看護学生のSNSのリスクリテラシー教育教材に必要な要素について6)

看護学部1年生で実習を経験していない学生対象に半構成的グループインタビュー(1回60分程度×3グループ)を実施した。インタビューの主な内容は、1.SNSを使用する際の心構えと対応について。2.看護師を目指す者としてSNSの取り扱いについて尋ねた。

結果は、146コード、2カテゴリー、12サブカテゴリーが抽出された。カテゴリー 過去の経験では[ニュース][友達とのトラブル][学校でのトラブル][学校での指導][家庭での指導][その他]の6サブカテゴリーが、Myルールでは[個人情報][発言の選択][肖像権][制限][著作権][その他]の6サブカテゴリーが抽出された。

対象者がSNSを活用する際のリスクリテラシーとなっているものとして過去の経験であった。すなわち、実際に自分の身近で起きたことや、ニュースなどで見聞きしたことが知識として明らかとなった。また、Myルールでは、過去の経験から自分たちが考える範囲を設定していた。すなわち、SNS活用における「善」と「悪」について学生が過去に経験した内容から自身の都合で判断していることが明らかとなった。

以上から、看護学生のSNS教育教材には、以下の項目を取り入れる。

Myルールとして解釈している「個人情報」「発言の選択」「制限」「肖像権」「著作権」などをめぐる問題について、実際にあったトラブルに基づいた事例を活用する。

SNSに関するリーガルマインドの段階別指導に必要な要素7)

これまでの研究結果から、看護学生には、職業倫理を意識したソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)の危険の可能性を理解し(=リスク)活用できる力(リテラシー)が必要であることを明らかにしてきた。すなわち、入学直後から学生のSNSリスクに応じたリテラシーの段階的指導システムの確立が必要と考える。SNSを活用するその先には法律があることを念頭にすることで、リスクリテラシーの育成ができるともいえる。

本調査では、入学して間もない看護学生のSNS行動からリスクの現状を明らかにした。

その結果、61コード、8サブカテゴリーが抽出され、3カテゴリーが生成された。次に示すのは、抽出したカテゴリーとサブカテゴリーである。情報収集は[習慣的行動][興味や趣味][生活情報の収集]が抽出され、主にYouTube・Instagramなどの閲覧だった。情報発信は、[友人等][不特定多数][ネットを通じた特定の集団や人]が抽出され、Instagram・ストーリー・Twitterへの投稿に関する内容であった。双方向型コミュニケーションは、[知り合い][大学クラスメイト]が抽出され、Facebook・LINEを使った発言であった。

本調査結果から、Instagramなどについて、掲載の許可を受けている内容を述べる学生はいなかった。Facebookに個人情報を公開している学生が見受けられた。双方向型コミュニケーションについては講義内容の無断公開に関する内容だった。これらの結果から、小冊子に必要な要素としては、入学後、早い段階からSNSの活用についての指導で使えるような構成で作成するよう方向性の決定ができた。

2) 第3段階目

(1) 小冊子の作成と無料配布

小冊子の作成

本研究期間に明らかにできたこと

看護学生のSNS活用の現状として、著作権、肖像権、個人情報などの法的権利については曖昧な知識である

行動の是非については、過去の経験に基づいた独自の解釈におけるMyルールの中で判断している傾向があること

指導をしたとしても危機感が薄い学生が存在すること

メリットとして実習経験は個人情報保護や著作権に関する法的意識が高まること

実習を経験していない学生のSNS行動抑制としては、身近に起きたトラブルや、身近ではなくても年齢に近い者が関係する事件などは印象が強くSNS行動の是非の判断に影響していること

以上の結果をもとに「臨地実習におけるモラルガイド」を15000冊作成した。

現在、配布中。

【成果物の「ダウンロードフォーム」】

https://www.shubun.ac.jp/educate/kango/moral_guide/



引用文献

- 1) 文部科学省:教育の情報化に関する手引き, 平成 22 年.
- 2) Sumai S, Suzuki Y, Haruta K, Ishii N ; A study on the Correlation between the Degree of Comprehension about the Three Legal Rights and the Judgments on Legally Right from Wrong about the SNS Behaviors, The International Conference on Education and Psychology Desember17-19 , 2019 , Kyoto , Japan 2019 年 11 月.
- 3)相撲 佐希子, 春田 佳代, 諏訪 美栄子,他 ;看護学生の SNS 利用における著作権、肖像権、個人情報に関する知識と行為の現状, 日本看護研究学会雑誌 41(3) 446-446 2018 年 7 月.
- 4)相撲 佐希子, 春田 佳代, 諏訪 美栄子,他 :SNS 指導を受けた看護学生が抱いた SNS 活用に対する認識と課題, 日本看護科学学会学術集会講演集 39 回 [PC-07] 2019 年 11 月 .
- 5)相撲佐希子, 春田佳代, 諏訪美栄子, 他 : 看護学生の SNS 利用の現状と指導前後の SNS 利用の許容範囲の変化、第 38 回日本看護科学学会学術集会(松山市)、2018.
- 6) 相撲佐希子;石井成郎;諏訪美栄子、他 ;看護学生 1 年生の SNS リスクリテラシー段階別指導に必要な要素, 第 40 回日本看護科学学会学術集会 2020.
- 7) 相撲佐希子, 石井成郎, 鈴木裕利、他 : 看護学生の SNS リスクリテラシー教育教材作成の要点 グループインタビュー調査による事前調査 , 日本看護学教育学学会 第 3 0 回学術集会 2020 年 9 月 5 日.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Sumai S, Suzuki Y, Haruta K, Ishii N;	4. 巻 5
2. 論文標題 A study on the Correlation between the Degree of Comprehension about the Three Legal Rights and the Judgments on Legally Right from Wrong about the SNS Behaviors,	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Proceedings of The International Conference on Education and Psychology	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 相撲佐希子、春田佳代、諏訪美栄子、森下智美、東山新太郎、中村美奈子、村山友加里、鈴村初子	4. 巻 第10号
2. 論文標題 看護学生のSNS利用における個人情報保護に関する認識と行動変容－臨地実習前・後の比較から－	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 修文大学紀要	6. 最初と最後の頁 13-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 諏訪美栄子、春田佳代、相撲佐希子、中村美奈子、村山友加里、森下智美、東山新太郎、鈴村初子	4. 巻 第10号
2. 論文標題 インターネット、SNS利用における、情報モラル、情報リテラシー、情報セキュリティに関する文献検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 修文大学紀要	6. 最初と最後の頁 75-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 相撲佐希子, 石井成郎, 鈴木裕利, 諏訪美栄子, 東山新太郎, 森下智美, 中村美奈子, 春田佳代
2. 発表標題 看護学生のSNSリスキリテラシー教育教材作成の要点 グループインタビュー調査による事前調査
3. 学会等名 日本看護学教育学会 第30回学術集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 相撲佐希子, 春田佳代, 諏訪美栄子, 村山友加里, 東山新太郎, 中村美奈子, 森下智美, 石井成朗, 鈴木裕利
2. 発表標題 SNS指導を受けた看護学生が抱いたSNS活用に対する認識と課題
3. 学会等名 第39回日本看護科学学会学術集会(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 相撲佐希子, 春田佳代, 諏訪美栄子, 中村美奈子, 森下智美, 東山新太郎, 村山友加里, 鈴木初子
2. 発表標題 看護学生のSNS利用における著作権、肖像権、個人情報に関する知識と行為の現状
3. 学会等名 日本看護研究学会 第44回学術集会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 相撲佐希子, 春田佳代, 諏訪美栄子, 森下智美, 東山新太郎, 中村美奈子, 村山友加里, 鈴木初子
2. 発表標題 看護学生のSNS利用の現状と指導前・後のSNS利用の許容範囲の変化
3. 学会等名 日本看護科学学会 第38回学術集会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	春田 佳代 (HARUTA KAYO) (60329828)	修文大学・看護学部・教授 (33942)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	石井 成郎 (ISHI NORIO) (80399237)	一宮研伸大学・看護学部・教授 (33944)	
研究分担者	鈴木 裕利 (SUZUKI YURI) (20340200)	中部大学・工学部・教授 (33910)	
研究分担者	鈴木 初子 (SUZUMURA HASTUKO) (70241205)	修文大学・看護学部・教授 (33942)	
研究分担者	諏訪 美栄子 (SUWA MIEKO) (00762816)	修文大学・看護学部・助教 (33942)	
研究分担者	中村 美奈子 (NAKAMURA MINAKO) (10785083)	修文大学・看護学部・助手 (33942)	
研究分担者	森下 智美 (MORISHITA TOMOMI) (80805383)	修文大学・看護学部・助手 (33942)	
研究分担者	東山 新太郎 (HIGASHIYAMA SHINTAROU) (50805348)	修文大学・看護学部・助手 (33942)	
研究分担者	村山 友加里 (MURAYAMA YUKARI) (30785085)	修文大学・看護学部・助手 (33942)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------